



の活動の場が必要だということを感じている。コミュニケーションの利用登録者は20名で、20代を中心に一日平均して8〜9名の方が利用す

る。しかし、この方々は病院等を受診し、制度につながった利用者で、実際には外へ出られず、制度を利用することが出来ない若者も多数おり、家族との任意契約の中で相談援助を行っているケースもある。

また、対人関係が苦手、昼夜逆転した生活を送っているなど、集団活動に馴染まない方を支援活動につなげていくために、本人が慣れるまでの間は、送迎時間の個別化やオーダーメイドの支援内容で集団活動への移行を促している。

コミュニケーションでは地域での孤立ゼ口をめざし、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、精神疾患など、問題を抱えた若者をいかに地域の社会資源につなげていくか。待っているだけでは届かない支援の現状を打開するべく、困っている家族への相談活動の入口に、本人が支援利用に応じるまで、根気強く足を運んでいる。更に今後は、地元社協のコミュニケーションソーシャルワーカーや民生委員児童委員、行政機関や福祉団体等と連携を深め、お互いの強みを活かした支援システムを構築していきたいと考えている。

【お問い合わせ】
NPO法人ちゅらゆいコミュニケーション！
住所 うるま市田場1641-1
098(923)0697

シリーズ
活動最前線
アウトリーチで支援につなぐ
NPO法人ちゅらゆい
コミュニケーション！

社会福祉施設 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体
契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763